

第1条 (目的)

SPEC (以下、弊社) は通常の学校や塾では達成できないお子様の本当の力を育てることを、申込者・契約者 (以下、契約者等) はお子様と弊社に協力し、ともに未来のリーダーとしてお子様を育てていくことを目的に、弊社が提供するサービスの申込みを契約者等は行い、弊社は次世代の教育サービス (以下、弊社サービス) を提供する。

第2条 (契約の成立)

契約者等は、契約の内容・目的・効果及び効果の無保証を理解・承諾し、弊社所定の申込書にて弊社サービスの契約申込みをする。弊社はその意思を尊重し、原則としてその申込みを承諾する。弊社が申込みを承諾した場合、特定商取引に関する法律 (以下、法) に基づく契約が成立するものとする。

2 契約者等は申し込みの際して申込書・本人確認書類等弊社所定の書類を提出するものとし、弊社は提出書類に基づき審査を行い、申込みの承諾・拒否をすることができる。

第3条 (役務の提供・対価の支払い)

契約者等は入会金・授業料・その他 (交通費・教材費など) の対価を弊社が指定する方法により納入期限までに支払い、弊社は契約者等のお子様等 (以下、ご本人) に契約者等が選択した一つまたは複数の弊社サービスを提供する。納入期限までに契約者等から上記対価の支払いがない場合は、弊社は上記サービス提供を拒絶できる。

2 契約者等のご本人の意思・素質等により効果に著しい差が出るという教育の性質を理解し、弊社が弊社サービスによる効果等について一切保証しないことに契約者等は同意する。

3 弊社が提供する一つのサービスは、継続的修練の必要性の観点から、最低週1回を原則とし、契約者等は弊社に対し当該回数を減らして対価の減額や返還、相殺を求めることはできない。但し、個別90分授業についてのみ、事前に10回分の受講チケットを購入し、月2回の受講を可能とする。受講チケットの使用期限は定めのないものとする。

4 ご本人が弊社サービス提供日に欠席した場合であっても、弊社は既に支払われた金銭等は契約者等に返還せず、また、次契約以降のサービス提供との相殺にも対応しない。ただし、弊社は出来る限りサービス提供日を振替えて欠席に対応する。もっとも、契約者等が当該振替日を指定することはできない。

5 弊社は、銀行振り込み明細書をもって領収書の発行とし、講義料に係る領収書を発行しない。

第4条 (サービス開始時期・提供場所)

弊社は、申込書に記載された弊社が指定する日から契約者等のご本人に対して弊社が定める場所にて、弊社は弊社サービスを提供する。

2 ただし、担当講師のスケジュール変更等で、指定日や指定場所でのサービスの提供ができなくなった場合、弊社は変更を行うことができる。

3 前項の場合、契約者等が変更後のサービス提供日を指定することはできない。

第5条 (契約期間)

弊社サービスの最初の契約期間は、弊社が指定する最初の提供日から、当該提供日の属する月の末日までとする。ただし、別段の定めがある場合にはこの限りではない。

2 契約者等から次条第6条に規定する変更・解除の意思表示が契約期間満了月の前月15日までにない場合は、自動的に従前と同条件にて更新され、以降同様とする。

第6条 (変更・解約)

契約者等は弊社に対し、弊社サービスの全部または一部の変更または解除を月単位でできる、契約者等は変更または解除を希望する月の前月15日までに、その意思表示を弊社に対してしなければならない。

2 また、弊社は契約者等から変更・解約の申込みがあった場合には、差額返金・追加請求など速やかに必要な措置をとる。

3 契約者等が弊社サービスの追加を希望する場合、弊社は相当な場合には当該月内での変更を認め、契約者等はその月の提供回数に応じて対価を負担する。

第7条 (弊社による解除)

弊社は、契約者等が対価等を一定期間支払わない場合、契約者等及びご本人の言動等により、弊社事業の実施及び弊社サービスを提供することが困難になったと判断した場合、その他弊社との信頼関係を破壊する事態を契約者等及びご本人が生じさせた場合には、契約者等に通知することにより即時、契約者等との一切の契約を解除することができる。この場合、弊社は支払い済みの金銭については契約者等に対して原則として一切返還しない。

第8条 (クーリング・オフ)

1 契約者等は、契約に関する書面を受領した日を第1日目とし、8日以内であれば、契約解除の旨を記載した書面を弊社に提出することにより、無条件で弊社サービスに関する契約を解除することができる。また、契約者等は不実の告知による誤認、または威迫による困惑があった場合、あらためてクーリ

ングオフができる旨の書面を受領した日を第1日目とし、8日以内であれば、契約解除の旨を記載した書面を弊社に提出することにより、無条件で弊社サービスに関する契約を解除することができる。

2 前各号に定める解除の意思表示があった場合、弊社はいかなる場合でも、契約者等から既に支払いを受けている全額を返金する。

第9条（サービス提供が困難になった場合）

弊社サービスを提供できない状況に至ると弊社が判断し、または提供できない状況に至った場合、弊社サービスの提供を休止または終了することができる。当該事態が生じた時点で現に弊社のサービスを契約している者に対して、弊社は当該日の属する月に対する対価の一切のみを返金する。

第10条（個人情報の取扱い）

弊社は、契約者等及びそのお子様の個人情報をお預かりするが、その利用目的は以下の目的のみに利用する。

1) 弊社サービスの提供及び附帯・密接に関連する業務

2) 申込者・契約者に対して案内・情報提供

3) 個人情報保護法に基づき第三者提供が許される場合

2 契約者等は弊社に対して、個人情報の訂正・削除を希望することができ、その場合、弊社は速やかに必要な措置をとる。また、契約者等はその契約期間中、個人情報の内容に変更があった場合には速やかに弊社に通知しなければならない。

第11条（本約款の改訂）

弊社は本約款をいつでも改訂でき、本約款を改訂した場合には、掲示等の方法により適宜、契約者契約者に周知する。契約者等は申し込み時または弊社サービス提供時において有効な約款が適用されることを理解し、承諾する。

第12条（紛争解決）

本約款及び契約内容に定めのない事項については民法・法・その他日本国の関係法により、本約款及び契約内容に関して疑義が生じた場合、その他法的紛争が発生した場合には、両者協議の上解決する。

2 弊社と申込者・契約者との間で発生した法的紛争については弊社の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審専属的合意管轄とする。